

滋賀県ナースセンターにおける「復職支援研修(eラーニング)」利用規約

【目的】

第1条 この規約は滋賀県ナースセンター（以下本センターとする）が実施する未就業看護職へのeラーニング研修の理由に関して、必要な事項を定めることを目的とする

【対象者】

第2条 本研修の対象者は以下の条件をすべて満たし、かつ、本規約に同意する者（以下利用者とする）

滋賀県内に在住する未就業の保健師、助産師、看護師、准看護師の方

- (1) eナースセンターへの登録が完了している方
- (2) パソコンまたはタブレット、スマートフォンの基本操作ができる方

【利用料】

第3条 eラーニング研修の利用料は無料とする。ただし、利用にあたっての通信機器・通信料金等は利用者が負担するものとする

【利用環境】

第4条 利用者は推奨閲覧環境（学研ナーシングサポートが推奨する）を確認し、自らが利用環境を整備する

【禁止事項】

第5条 利用者の次の各号に掲げる行為を禁止する

- (1) eラーニング研修で付与されたID・パスワードの管理責任を負うものとし、第三者へ使用させてはならない
- (2) eラーニング研修の利用に係る権利・義務を第三者に譲渡、または継承してはならない
- (3) eラーニング研修に係るウェブサイトの内容の無断転載、改変または再配布をする行為
- (4) その他本センターが不適切と認める行為

【免責】

第6条 本センターは、eラーニング研修の際に発生したシステムの不具合、つい維新環境、ネットトラブル、利用できなかったことによる損害等について、いかなる責任も負わない

【利用の中止、停止】

第7条 利用者が本規約の規定に違反した場合には、その利用を中止または停止することがある

【本契約の変更】

第8条 本センターは、利用者の承諾なしに本契約を変更できるものとする

附則 この規約は令和6年5月1日から施行する